



「労使間の取扱いに関する協約」の 5/17 提出 改定に関する申し入れ

働きがい、生きがい、心の豊かさを実感できる

健全なJR東日本の創造を図るために!

申し入れ項目

1. 労使間の取扱いに関する協約第1章第1条（目的）および第4条（組合活動）の趣旨に則った運用の徹底を図ること。
2. 経営協議会および議題等に応じた分科会の開催にあたっては、会社の繁栄を目的として、相互の意思疎通を図り会社運営の円滑を期す目的の趣旨に鑑み、より実効性のあるものとするために月に1度の開催とすること。なお、地方における協議委員の数については、第11条第1項に規定する関係者を含め、会社側、組合側以下のとおりとし、それぞれ同数とすること。
 - (1) 毎年9月1日現在の社員たる組合員数（以下、「組合員数」という。）が100人以下の場合、4名以内とすること。
 - (2) 組合員数が100人を超え、200人以下の場合、5名以内とすること。
 - (3) 組合員数が200人を超え、300人以下の場合、6名以内とすること。
 - (4) 組合員数が300人を超え、400人以下の場合、7名以内とすること。
 - (5) 組合員数が400人を超える場合は、10名以内とすること。
3. 「変革2027」の実現に踏まえて実施されている統括センター化等の組織再編における事業場の考え方については、事業（業務）の内容、作業場所及び独立性に鑑みて取り扱うこと。
4. 第16条（交渉委員）については、団体交渉は、専ら交渉委員がこれを行うこと。なお、交渉委員の数は、組合側、会社側以下のとおりとし、それぞれ同数とすること。
 - (1) 毎年9月1日現在の社員たる組合員数（以下、「組合員数」という。）が500人以下の場合、5名以内とすること。
 - (2) 組合員数が500人を超え、800人以下の場合、6名以内とすること。
 - (3) 組合員数が800人を超え、1,000人以下の場合、8名以内とすること。
 - (4) 組合員数が1,000人を超え、5,000人以下の場合、10名以内とすること。
 - (5) 組合員数が5,000人を超え、10,000人以下の場合、12名以内とすること。
 - (6) 組合員数が10,000人を超える場合は、15名以内とすること。
5. 団体交渉を円滑に進めるために、交渉委員の他に関係者を出席させること。
6. 団体交渉の交渉委員のうち1名をそれぞれ幹事として選出し、相手方に通知すること。なお、幹事は事前に審理を行い、交渉事項の事前通知に関する事項を決定すること。明らかにすること。
7. 組合から団体交渉の申し入れが行われた場合には、遅滞なく速やかに団体交渉の日時を決定し、団体交渉終了後、速やかに交渉出席者による合意形成事項の整理を行い、記名捺印した文書（議事録確認）として締結・調印すること。
8. 苦情処理会議ならびに簡易苦情処理会議における審議にあたっては、事実調査・審議内容の充実化を図るとともに、審議の一回完結型を是正し、実質的な解決に向け取り組むこと。

9. 苦情処理会議ならびに簡易苦情処理会議における第34条および第45条（審議内容の非公開）については、当該者の意向を踏まえて審議内容を公開することができるに改めること。
10. 苦情処理会議ならびに簡易苦情処理会議における第36条および第47条（通知）については、会議は、処理の結果について、結果および審議内容を詳細に記した文書をもって苦情申告者へ通知すること。
11. 苦情処理会議ならびに簡易苦情処理会議においては、申告者が属する地方本部からの委員の出席を可能とすること。
12. 第49条（勤務時間中の組合活動）に規定されている他、組合員に対し、次の各号のいずれかに該当した場合は、勤務時間中の組合活動として承認すること。
 - ① 団体交渉の幹事が、事前に所要事項の打ち合わせを行う場合。
 - ② 苦情処理会議及び簡易苦情処理会議に書記として出席する場合。
13. 第57条（組合事務所）に基づいた使用にあたっては、組合からの「組合事務所使用許可願」提出後、遅滞なく速やかに使用可能箇所を提示すること。また、組合事務所の使用につき本部および地方本部ならびに支部ごとに1箇所を上限として許可すること。
14. 第63条（掲示）
 - ① 会社施設内において文書等の掲示によって組合活動に必要な宣伝、報道、告知を行える箇所を労使協議による合意をもとに指定すること。
 - ② 設置基準については、以下のとおり改めることとし、第4項、第5項に定める組合員数には、休職中の組合員数を含むこと。
 - (1) 組合員数が10名以上の場合は、1枚。
 - (2) 組合員数が50名以上の場合は、2枚。
 - (3) 組合員数が150名以上の場合は、3枚。
 - ③ 業務内容と作業箇所が区分基準となるべきことから派出所に掲示板を設置すること。
 - ④ 統括センターおよび営業統括センターにおける組合掲示板等の設置基準については、統括センターおよび営業統括センター内における業務（ユニット）を主に従事するそれぞれの作業場所（駅、区所、エリア、ユニット、セクション）に在籍する組合員数を算出し、作業場所毎に掲示板等を設置すること。
 - ⑤ その他、組合掲示板及び情報綴りに関する取扱いについては、労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）ならびに統括センター及び営業統括センター発足に伴う、組合掲示板および情報綴りの設置に関する確認事項（令和4年3月11日締結）の定めるところによるものとする。
15. 第66条（組合掲示類の撤去等）にあたっては、会社は、組合掲示板に掲示した掲示類を許可なく撤去しないこと。
16. 上記記載内容の他は、労使間の取扱いに関する協約は現行条文通りとすること。